

東通村農業委員会からのお知らせ

◎令和4年度農業労働標準賃金を決めました。

東通村農業委員会では、令和4年度農業労働標準賃金を下記のとおり決めました。
この標準額は目安ですので、状況・条件等を勘案し、当事者協議の上ご活用下さい。

水田・普通畑一般作業 (1日当たり実働8時間)		男女共	6,600円	(1時間当たり)825円
現物代替の場合		※当事者間で協議決定		
農 作 業 賃 金 (1日当たり)	水田 田植え		6,600円	
	水田 稲刈り		6,600円	
	水田 一般作業		6,600円	
	畑 一般作業		6,600円	
	その他農作業		6,600円	
	大型機械オペレーター	7,000~8,000円		
機 械 利 用 料 金 10 a 当 り	水田 耕起		5,000円	
	水田 代掻き		5,500円	
	田植機		6,500円	苗なし
	バインダー、ハーベスター		6,500円	糸付き
	脱穀		300円	コンバイン用1袋
	コンバイン		15,000円	
	普通畑 耕起		4,000円	
	牧草刈取(モア)		2,000円	
	牧草反転(テッター)		1,000円	
	牧草収納(ベラー)		300円	1梱包
	牧草収納(ロール)		2,000円	1ロール
	牧草収納(ラップ)		2,500円	1ロール

◎下限面積(別段面積)の設定について

農業委員会は、毎年農地の権利取得要件に係る下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することとしております。令和3年度の下限面積について審議した結果、農用地等の保有及び利用の現況等から見て、下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来通り50アールに決定しました。

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。

◎賃借料情報について

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。当農業委員会管内の賃借料情報を以下のとおり提供いたします。

東通村賃借料情報

(1)田(10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
東通村全域	9,601円	10,000円	5,000円	159件

(2)畑(10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
東通村全域	2,727円	9,000円	700円	103件

◎農業者年金に加入しませんか？

老後の備えは十分でしょうか？年金は家族一人ひとりの準備が大切です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業従事者で加入できます。

詳しくは、農業委員会事務局またはJA十和田おいらせむつ支店へお尋ねください。

◎全国農業新聞を購読してみませんか？

地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊農業総合専門誌です。

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」を考える、農業者の視点でお届けします。(月700円)

【問合せ先】東通村農業委員会事務局 ☎0175-27-2111(内線120・121)